

年 度	2025年度「ごみ収集運搬委託事業」			担当課長	係 長	係	精 算 者	設 計 者
委 託 番 号	第 号							
設 計 月 日	年 月 日 設計							
委 託 理 由	本委託は、明石市内で市民等から連絡を受け、亡くなった犬、ねこ等の動物を回収する収集運搬業務を民間業者に委託し、適正化を図るものである。							
位 置	明石市内全域				施工方法 及び期限	直 営 ○請負 2025年4月1日から 2026年3月31日限り		
事 業 名	ごみ収集運搬委託事業							
委 託 名	小動物死体収集運搬業務委託(長期継続契約3年間)							
委 託 概 要	1. 市内に遺棄された動物の死体の収集運搬業務 2. 市民が排出する動物の死体の収集運搬業務							
委 託 費	当初設計額		当初請負額		摘 要			
	変更設計額		変更請負額					
	増 減		増 減					

費 目	工 種	種 別	細 目	数 量	単位	単 価	金 額	摘 要
本委託費	業務価格							
			直接人件費		式			
			直接物品費		式			
			直接経費		式			
			直接業務費		式			
			業務管理費		式			
		計(業務原価)						
			一般管理費		式			
		合計(業務価格)						
	消費税相当額				式			
本業務委託費(計)								
								直接物品費:
								業務管理費:
								一般管理費:

委託設計書

明 石 市

第 A-1 号 直接人件費・経費

内 訳 書

用 途	種 目	形 状 ・ 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
収集作業員	運転手(一般)			式			
収集車両	保冷車	軽四貨物(保冷車)		台			
	燃料費	ガソリン		リットル			
	小 計						

第 B-1 号 直接人件費

当 代 価 表

用 途	種 目	形 状 ・ 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
収集作業員							
	運転手(一般)／平日			人			算出表・労務工数
	運転手(一般)／土曜日			人			算出表・労務工数
	運転手(一般)／祝日			人			算出表・労務工数
	運転手(一般)／日曜日			人			算出表・労務工数
	小 計						

第 C-1 号 直接人件費

単 価 表

日当たり単価

用 途	種 目	形 状 ・ 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
収集作業員							
	運転手(一般)／平日			人			
	運転手(一般)／土曜日			人			
	運転手(一般)／祝日			人			
	運転手(一般)／日曜日			人			
	小 計						

第 C-1 号

明 石 市

第 C-2 号 直接経費

単 価 表

用 途	種 目	形 状 ・ 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
収集車両							
	保冷車	軽四貨物(保冷車)		台			
	燃料費	ガソリン		リットル			
	小 計						

第 C-2 号

明 石 市

労務単価算出表

職 種	人 件 費			備 考
運転手(一般)／平日				
運転手(一般)／土曜日				
運転手(一般)／祝日				
運転手(一般)／日曜日				

年間勞務工数算出表

(単位:日)

[illegible]

小動物死体収集運搬業務委託仕様書

明石市環境産業局環境室収集事業課

この仕様書は、小動物の死体（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第2条第11号に規定するものを除く。）の収集運搬に関する業務委託について定める。

1. 履行期間

2025年4月1日から2026年3月31日まで。

本委託業務は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約であり、履行上問題が無く委託者、受託者双方に異存がなければ2028年3月31日まで延長するものとする。ただし、契約締結日の属する年度の翌年度以降において、本委託業務にかかる歳出予算が減額又は削除された場合は、この契約を変更又は解除する。

2. 委託内容

- (1) 市が指示する、飼い主がわからない動物の死体を収集運搬する業務。（通年の月曜日から日曜日）
- (2) 市が指示する、市民が排出する動物の死体を収集運搬する業務。（月曜日から土曜日および年末年始における収集事業課の開庁日）

3. 委託料

収集体数の多少にかかわらず、定額で支払うものとする。

- (1) 委託料の支払いは、月単位で支払うものとする。
- (2) 受託者は、毎月業務完了後、4、(7)、②に規定する作業報告書の検査に合格したときは、すみやかに委託料請求書を提出することとする。
- (3) 市は、前項の委託料請求書が適正であると認めたときは、原則として当月25日（当該日が土日祝日に当たるときは、当月20日以降当該日までの平日）までに月割の委託料を支払うこととする。ただし、4、(7)、②に規定する期限までに作業報告書の提出が無い場合は、この限りではない。

4. 業務内容

(1) 業務時間

収集日及び時間は、月曜日から土曜日の午前9時から午後4時30分及び日曜日の午前10時から午後4時とする。ただし、緊急やむを得ず市が指示する場合は、休日及び時間外にかかわらず収集運搬業務にあたらなければならない。（年末年始等を含む）。

(2) 作業従事者

- ① 作業を遂行し、安全運転、安全作業に必要な人員を配置すること。
- ② 身分証の携帯（市の委託業務従事者である旨の明示）をすること。
- ③ 作業従事者名簿を提出すること。
- ④ 業者名、氏名を明示した作業制服（市民に不信感、嫌悪感を与えない清潔なもの）を着用する

こと。

- ⑤ 作業従事者は、常に衛生面に配慮し、作業中は、ゴム手袋、ゴム長靴、状況によって、マスクを着用すること。

(3) 車両及び資機材

- ① 業務遂行上必要な車両、資機材、消耗品等すべて、受託者の負担において準備すること。
- ② 車両は、保冷バン（貨物部分に保冷库の架装を設けたもの）とし、環境面及び衛生面に配慮する（外から見えないようにするだけでなく、臭気、体液、血液の漏れを防止し衛生面に資すること）。
- ③ 車両は、明石市委託業者である旨の標示を、車両両側面及び後部に行うこと。
- ④ 衛生面から、常に車両及び作業従事者の清潔保持に努めること。
- ⑤ 車両の点検・整備を確実に行うこと。
- ⑥ 車両は、対人及び対物賠償金額無制限の自動車保険に加入すること。
- ⑦ 車両については、市に届け出ること（更新する場合も同様）。

(4) 収集作業

- ① 市の指示を受け、動物の死体収集にあたること。
（指示した動物については、収集時にライフチップの読取（検査機器貸与）を実施すること。）
- ② 飼い主のいる動物は、自宅等まで引き取りに行くこと。
- ③ 飼い主のいない動物は、指示を受けた場所へ行き収集すること。
- ④ 収集は、動物の死体状況に応じて、ポリ袋もしくはダンボール箱に入れてから、車両の保冷库へ収容すること。
- ⑤ 特に、飼い主のいない動物の場合、収集跡の清掃と消毒等を行い、衛生面に配慮すること。
- ⑥ 飼い主のいる動物の収集にあたっては、納付書を手渡すこと。また、電話による指示等で納付書がない場合の納付書については、再度訪問し、手渡し（留守の場合は郵便受けに投入）すること。

(5) 搬入作業

- ① 車両の保冷库の積載状況を見ながら、適宜、動物の死体を明石クリーンセンター内動物収容用冷凍庫（以下「冷凍庫」という。）へ搬入すること。
- ② 搬入時、動物の死体から出た血液や体液等で明石クリーンセンター内の施設が汚れた場合、清掃を行い、衛生面に配慮すること。
- ③ 車両の保冷库に翌日に渡って、動物の死体の積み置きをしないこと。
- ④ 冷凍庫（建物及び冷凍庫本体）の施錠は、搬入の都度確実にすること。

(6) 連絡

- ① 収集のための作業指示は、作業伝票（別紙、様式）により行う。
- ② 作業指示（作業伝票及び納付書等）を受けるため、午前10時、午後1時、午後4時に収集事業課事務所に来所すること。ただし、市の指示により、時間を変更する場合がある。
- ③ 日曜日及び収集作業出発後に申し込みがあった場合は、随時電話による指示を行う。
- ④ 緊急時などの随時連絡は、電話により作業指示を行うため、車両に携帯電話及び現場を確認するための地図を備えること。
- ⑤ 通常時間外における緊急連絡先を届け出ること。

(7) 報告

- ① 当日の作業伝票の返却とともに、作業報告を作業終了後（午後4時）に、収集事業課で行うこ

と。ただし、日曜日及び時間外の緊急対応業務の報告は、収集事業課の翌執務日の午前10時の来所の際に行うこと。

- ② 月間の作業報告書を、翌月の5日（休日の場合、その翌日）までに収集事業課に提出すること。

（8）安全管理

- ① 道路交通法等関係法規を遵守すること。特に、路上の収集については、交通事故等に注意し、安全作業を行うこと。また、事故等が発生した場合は、救護、安全確保等並びに警察、消防及び収集事業課事務所への連絡を行い、後日、報告書（状況説明、写真、地図等）を提出すること。
- ② 業務に際し、繁華街等車両が進入できない場合や交差点内での死体処理では、最寄の場所に停車し収集作業を行う必要があるため、駐禁除外申請（駐車許可申請書）を明石警察署長へ行うこと。（1年ごとの更新申請が必要）
- ③ 作業連絡時の携帯電話は、安全な場所に停車して使用すること。
- ④ 明石クリーンセンターでの走行は、安全速度を守り、他の車両等に十分注意すること。

（9）その他

- ① 作業の際、動物の死体の取り扱いにおいて、法律上は、一般廃棄物に該当するが、動物愛護の精神から、畏敬の念を持って対応すること。
- ② また、作業上、住民宅へ訪問することも多いため、住民等に不信感、嫌悪感を抱かせることのないよう、公務の委託業務にふさわしい態度・行動を常に行うこと。
- ③ 住民等から「心づけ」など一切の金品を受け取らないこと。
- ④ 車両及び作業従事者の内容に変更がある場合、事前に届け出ること。
- ⑤ 詳細については、別紙実施要領に従うこと。

5. 再委託禁止

第三者に対して、委託業務の全部又は主たる部分の実施を委任し、又は請け負わせてはならない。

6. 契約の解除

- （1）本業務に関し、明石市業務委託契約約款第17条の2第1項各号または以下のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。なお、以下の理由で契約が解除された場合において、受託者に生じた損害があっても、市はその補償の責任を負わない。

- ① 受託者が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第4条第1号から第3号までに定める基準に適合しなくなったとき。
- ② 受託者の契約違反その他不信行為により、市がこの契約を継続することができないと認めたとき。
- ③ 受託者が破産宣告を受けたとき。
- ④ 受託者がこの契約に基づく市の指示に従わないとき。
- ⑤ 受託者が以下のいずれかに該当するとき。

イ：役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ：暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団という。以下、同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ：役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的

をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ：役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ：役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ：資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト：受託者が、イからホまでのいずれかに該当する者を資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、市が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。

（２） 前項の規定により、市がこの契約を解除しても、受託者は市に損害賠償の請求をすることはできない。

7. 収集予定件数等（体）

年度	種別	犬	ねこ	その他
2022	飼主のいる動物	273	236	133
	飼主のいない動物	2	319	893
2023	飼主のいる動物	259	231	146
	飼主のいない動物	2	296	1052
2024	飼主のいる動物	204	225	187
	飼主のいない動物	1	228	1056

年平均	飼主のいる動物	245.3	230.6	155.3
	飼主のいない動物	1.6	281.0	1000.3
月平均	飼主のいる動物	20.4	19.2	12.9
	飼主のいない動物	0.1	23.4	83.3

※2024年度は予測値

8. その他

消費税率の引き上げが行われた場合においては、消費税分を増額した変更契約を締結する必要がある。
その場合の印紙代については、受託者負担とする。

小動物死体収集運搬業務委託実施要領

明石市環境産業局環境室収集事業課

この実施要領は、小動物の死体（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第2条第11号に規定するものを除く。）の収集運搬に関する業務委託につき、小動物の死体の収集運搬業務委託仕様書のほか、特に詳細に指示することについて定める。

1. 車両及び資機材

- (1) 受託者自らが配備する資機材について。
 - ① 動物の死体収容用のポリ袋（大・中・小の各サイズ）
 - ② 動物の死体収容用のダンボール箱及びガムテープ
 - ③ スコップ、ほうき、ちりとり（路上等で散乱している死体処理用）
 - ④ 「引っ掛け棒」（壁の間などの狭隘部分の死体撤去用）
 - ⑤ 殺菌・消毒剤（作業員の手指の殺菌・消毒用及び動物死体撤去跡の殺菌・消毒・消臭用）
 - ⑥ 連絡用携帯電話
 - ⑦ ゼンリン住宅地図（明石市東部・西部）
 - ⑧ 「作業中」の標識板・非常三角停止板・三角コーン・警告灯等（路上での作業時用）

2. 収集作業

- (1) 腐乱した動物の死体を取り扱う場合は、その処理に十分注意すること。
- (2) 大型動物の収容に際し、引き取り依頼した市民が望まない限り、収容の手伝い等の依頼をすることがないように、必要に応じて応援体制、機材等を用意すること。また、積載重量にも注意すること。

3. 搬入作業

- (1) 明石クリーンセンター内動物収容用冷凍庫（以下「冷凍庫」という。）には、横置き冷凍庫が3台とプレハブ冷凍庫が1台設置されている。（別図参照）
- (2) 動物の死体は冷凍庫へ搬入すること。飼い主のいる動物の死体は別途管理するため、搬入・保管については市の担当者の指示に従うこと。
- (3) 搬入量が多く、冷凍庫に収容しきれなくなると見込まれる場合は、すみやかに市の担当者に連絡し、必要な指示を受けること。
- (4) 上記冷凍庫の鍵は、委託契約期間中貸与する。ただし、その取り扱いには十分注意し、盗難・紛失等が起こらないようにするとともに、委託期間満了後すみやかに返却すること。
- (5) 日曜日及び年末年始に収集した死体については、収集日を容器（箱又は袋）に記載すること。
- (6) 日曜日等、明石クリーンセンター正門閉鎖時は、インターホンにより開門の依頼を行うこと。

4. 連絡

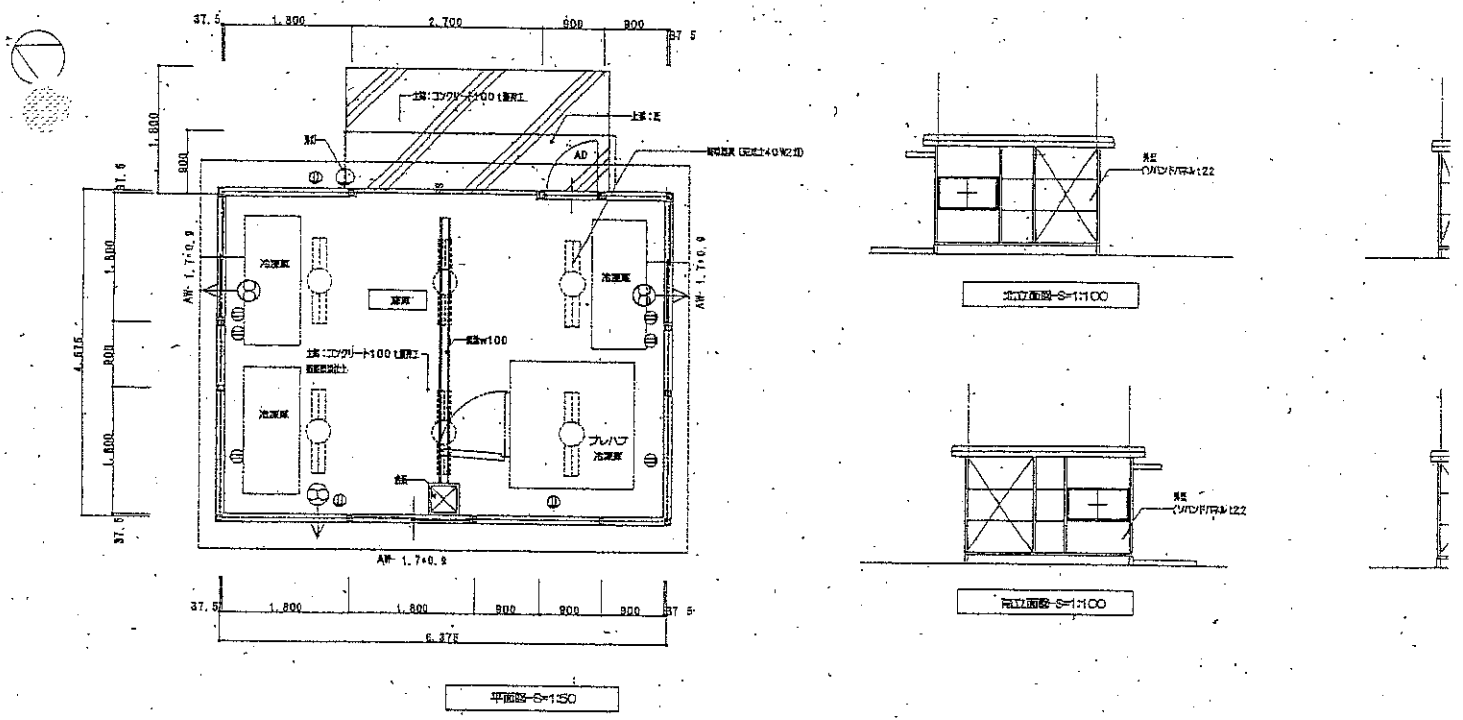
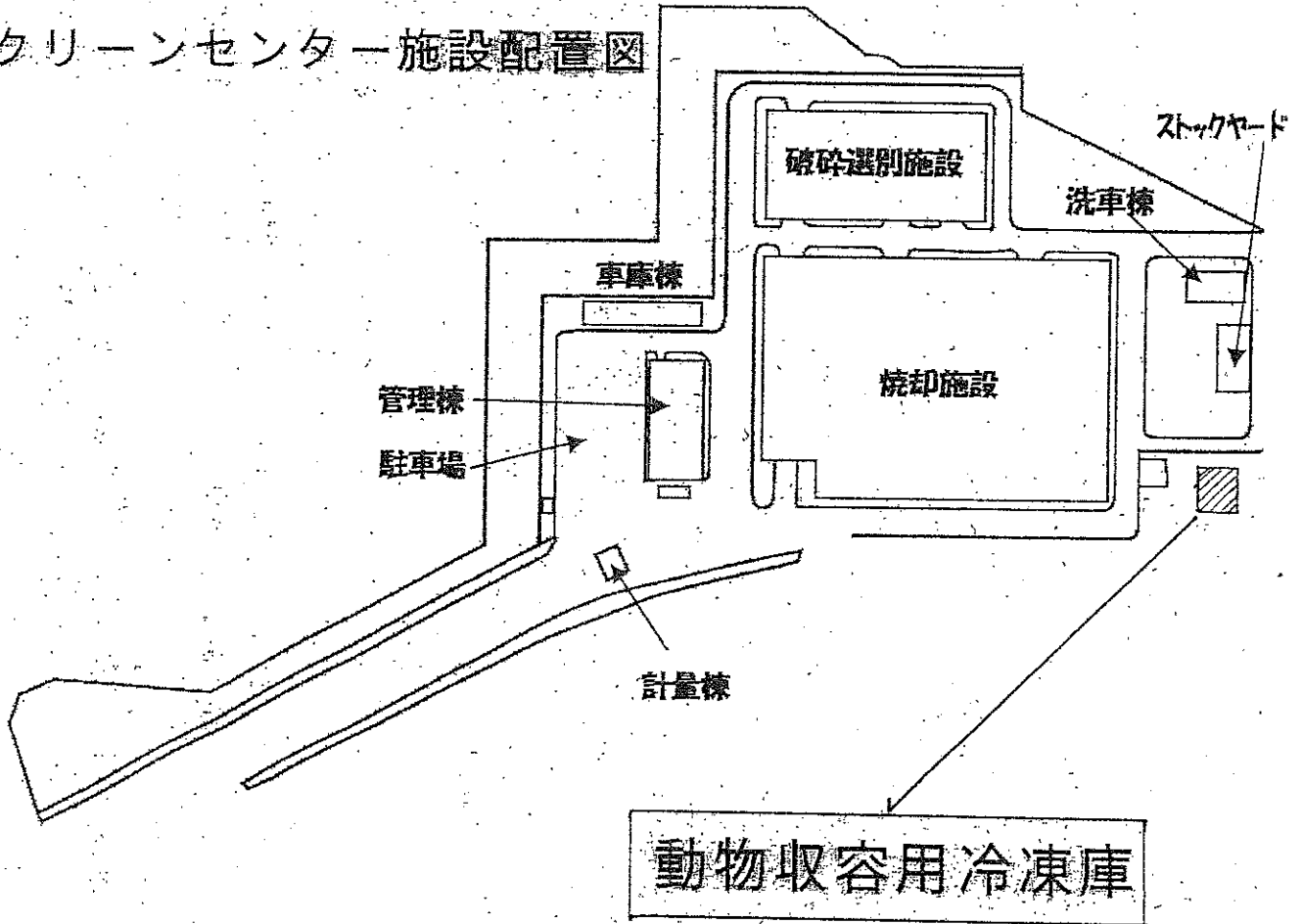
- (1) 日曜日・緊急時・追加指示の連絡は、電話により作業指示を行うため、車両に携帯電話及び現場を確認するためのゼンリン住宅地図（明石市東部・西部）を備えておくこと。
- (2) 携帯電話番号はあらかじめ収集事業課に届け出ること。

- (3) 車両備え付けのゼンリン住宅地図（明石市東部・西部）は、その都度、最新のものに更新すること。
- (4) 電話により作業指示を受けるため、車両には電話受け付け用作業伝票と筆記用具を備えておくこと。
- (5) 収集現場における疑義は、携帯電話により市の担当者の指示を受けること。特に、飼主のわからない動物で首輪をしている場合などは、市の担当者に報告し必要な指示を受けること。

5. 安全管理等

- (1) 路上での収集作業については、作業中の標識板を設置すること。また、非常三角停止板、三角コーン、警告灯など必要な資材を準備し、交通事故等に注意し、安全作業を行うこと。
- (2) 所有者等の立会いがある場合を除き、私有地への立ち入りは原則として行わないこと。なお、建物内への立ち入りは、居住者等の立会いがあっても原則として行わないこと。

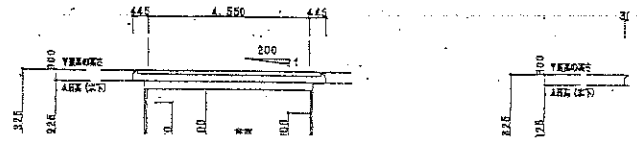
明石クリーンセンター施設配置図



建築物概要表

建築面積	6,375×4,675	29,166.25
延床面積		29,166.25
床面積	6,375×4,675	29,166.25

構造仕様
 ・構造 プレースキャスト 柱梁鉄骨造



明石市収集事業課

☐ AM希望 ☐ PM希望